

川棚町医師確保事業助成金交付要綱

(令和2年6月23日要綱第29号)

(目的)

第1条 この要綱は、川棚町内に病院（独立行政法人を除く。）若しくは診療所（以下「医療機関」という。）を開設する者（以下「開設者」という。）、又は町内における医療機関に新たに就業する医師（以下「就業者」という。）に対し、開設若しくは就業に係る費用の一部を助成することによって、地域の医療体制の充実を図り、もって町民の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 医療機関 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。

[[医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5](#)]

(2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。

[[医師法（昭和23年法律第201号）](#)]

(3) 診療科名 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号に規定する診療科名をいう。

[[医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号](#)]

(4) 開設 医療法第7条の規定による新たな医療機関の設置又は第三者への施設の譲渡等による事業継承をいう。

[[医療法第7条](#)]

(助成の対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする者であること。

(2) 町内の医療機関において10年以上診療に従事する見込みがあること。

(3) その他町長が進める医療政策に協力する者であること。

(助成金の額)

第4条 開設する場合の助成金の額は100万円とし、就業する場合の助成金の額は30万円とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする開設者及び就業者（以下「申請者」という。）は、川棚町医師確保事業助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証の写し
- (2) 履歴書
- (3) 医療機関の開設が確認できる書類（開設の場合）
- (4) 事業計画書（開設の場合）
- (5) 収支予算書（開設の場合）
- (6) その他町長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定及び通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、申請者に対し川棚町医師確保事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知しなければならない。

（変更の申請）

第7条 申請者は、第5条の規定により提出した申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、速やかに、川棚町医師確保事業助成金交付変更届出書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

[\[第5条\]](#)

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、助成金の交付の申請を取下げるときは、川棚町医師確保事業助成金交付申請取下げ届出書（様式第4号）により町長へ届け出なければならない。

（助成金の交付）

第9条 申請者は、第6条に規定する交付決定の通知を受けたときは、速やかに川棚町医師確保事業助成金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

[\[第6条\]](#)

（助成金の交付の決定の取消し等）

第10条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱による助成金の決定を受けた後において、正当な理由がなく、6月以上医療機関の業務を開始せず、又は就業しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、1年以上医療機関を休止し、又は休職したとき。
- (3) 正当な理由がなく、医療機関を10年以内に廃止し、又は退職したとき。
- (4) 医師免許の取消し等により、10年以内に医療機関の業務を継続することができなくなったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段により、第6条の規定による助成金の交付の決定を受けたとき。

[\[第6条\]](#)

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、川棚町補助金等交付規則に準じる。

[川棚町補助金等交付規則]

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。